

平成18年度 行政視察報告書（総務常任委員会）

- 1 出張議員 慶長徳造、徳 誠、濱田栄子
村中徹也、菊池一郎、新谷 功
富岡幸夫、杉浦 洋、横垣成年
東谷正司、工藤清四郎、服部清三郎
杉本清記
- 2 用 務 (1) 市政一般について
(2) 情報政策について
(3) 行政改革について
- 3 用 務 地 神奈川県小田原市、埼玉県志木市
- 4 出張期間 平成18年5月24日（水）から5月26日（金）まで
（2泊3日）

5 出張概要

(1) 神奈川県小田原（人口198,379人、世帯数74,679世帯、面積114.06km²）

(ア) 産業別就業人口

- 1) 第1次産業 3,257人（3.2%）
2) 第2次産業 31,632人（30.9%）
3) 第3次産業 67,049人（65.5%）
4) 分類不能 393人（0.4%）

(イ) 平成18年度当初予算

- 1) 一般会計 54,800,000千円（うち議会費 425,678千円）
2) 特別会計 69,676,000千円（国民健康保険特別会計ほか8会計）
3) 企業会計 15,528,761千円（水道事業会計および病院事業会計）

(ウ) 議会関係について

- 1) 議員定数 法定上限数 38人 条例定数 30人 現員数 29人
2) 議員報酬 議長 586,000円 副議長 511,000円
議員 475,000円
3) 党派別議員数 社民党 2人 公明党 4人 共産党 3人
神奈川ネットワーク運動 1人 無所属 19人
4) 行政視察旅費 常任委員会（1人当たり） 140,000円

	議会運営委員会（1人当たり）	60,000円
	特別委員会（1人当たり）	50,000円
	海外視察	平成16年度から凍結
5) 費用弁償	本会議 日額 2,000円	委員会 日額 2,000円
6) 政務調査費	1人当たり月額 65,000円（4月と10月に交付）	

(I) 情報政策について

1) 小田原市IT推進プログラム2005について

プログラム策定の経緯と背景

国のIT戦略本部は、ITの利活用による「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目指し、平成16年6月「e-Japan重点計画-2004」を決定し、そのステップとして「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットを活用することのできるユビキタスネット社会の実現に向けて、環境整備する方針を示した。

小田原市では、これまで、公共施設予約システムの構築や、庁内LANの拡充、各種行政情報のデータベース化への着手、県や県内の自治体との電子申請などのシステム共同利用を進めるための「神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会」への参加など、IT推進に積極的に取り組んできたところであったが、今後さらなる市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、これまで以上に情報化施策の推進が急務と判断した。

こうしたことから、旧プログラムである小田原市IT推進プログラムの基本理念や体系などの大枠については継承しつつ、国の諸施策や社会経済情勢などを勘案した、新プログラムの「小田原市IT推進プログラム2005」を平成17年3月に策定したものである。

プログラムの基本理念と基本目標

プログラム策定にあたっては、多様化する市民ニーズ、加速度的に変化する情報通信環境や社会経済情勢に対応するため、情報通信技術を活用した行政サービスが可能な電子自治体を目指し、その基本理念である「マルチライフ・シティ・おだわら ~いつでも、どこでも、だれでもが便利に~」の実現に向けて、基本目標として、「快適で利便性の高い市民生活の実現」、「身近な市政の推進と市民参画の拡充」、「高度で効率的な行財政運営の確立」、「電子自治体実現のための基盤整備」の4項目を掲げている。

プログラムの体系と重点施策等の実施状況

基本目標のもと、47の重点施策とそこから抽出した20の優先的に取り組むべき重点施策により、市民ニーズに対応したIT施策を展開している。

主なものとしては、情報ネットワークを活用し、1カ所の窓口で本庁舎内に分散している戸籍・保険・納税・福祉・教育など、市民にとって日常生活に関わりの深い行政サービスを総合的・複合的に提供する「ワンストップサービスセンターの充実」、住民と行政との間で行われている各種の申請・届出などの事務について、インターネットを利用して自宅や職場から手続きができるようにする「電子申請・届出システムの導入」などに取り組んでいる。

これらの事業を実施することで、市民や生活者の視点に立った合理的で質の高い行政サービスを提供し、活発な情報交流と充実した情報発信による開かれた市政の推進に務めている。

2) 小田原市情報セキュリティポリシーについて

近年、社会を取り巻く環境は、インターネットを中心とした情報通信技術が著しい発展を遂げ、また今日においても、日々、情報化が進み、市民の生活に大きな変化をもたらしている。しかし一方では、情報化の進展とともに、不正アクセスやコンピュータウイルスなどによるデータの破壊や改ざん、情報漏えいなどの脅威も顕著になってきている状況にある。

小田原市では、これまでの文書管理体制や情報システムの物理的・技術的な安全対策だけでは、高度にネットワーク化した情報システムに対し十分なセキュリティが確保できないと判断するに至り、こうした脅威から個人情報や行政運営上の情報などを守るため、平成16年4月、「小田原市情報セキュリティポリシー」を策定したものである。

小田原市情報セキュリティポリシーは、市民の財産やプライバシー等の情報をさまざまな脅威から防御し、事務を安定的に運営することを目的とし、組織的かつ体系的に取り組む統一的な方針として、職員が守らなければならない基準などを定めている。

情報セキュリティに関する主な取り組みとしては、従来の「マシン室入り口での指紋認証式入室管理装置の設置」、「インターネット閲覧制限システムの導入」、いずれも抜き打ちで調査や訓練を行う「ノート型パソコンの収納保管状況調査」及び「コンピュータウイルス対策訓練」に加え、「幹部職員や新採用職員を対象とした情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ内部監査の実施」並びに「情報セキュリティ委員会の開催」を行っている。

特に情報セキュリティ体制については、所管である企画部長及び情報システム課長の上に、企画部を所管する助役を最高情報セキュリティ管理者として配置し、これを側面から支える位置づけで他の部長等で構成する情報セキュリティ委員会を設置することで、組織管理体制の充実・強化を図っている。また、チェック機能として、個人情報保護条例を所管する総務課長を監査人として設置することで、執行管理に対する監視体制を確保している。

(2) 埼玉県志木市（人口 67,110 人、世帯数 27,385 世帯、面積 9.06 km²）

(ア) 産業別就業人口

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1) 第 1 次 産 業 | 252 人 (0.8%) |
| 2) 第 2 次 産 業 | 9,674 人 (29.0%) |
| 3) 第 3 次 産 業 | 22,667 人 (67.9%) |
| 4) 分 類 不 能 | 768 人 (2.3%) |

(イ) 平成 18 年度当初予算

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1) 一 般 会 計 | 15,926,000 千円 (うち議会費 194,335 千円) |
| 2) 特 別 会 計 | 13,256,126 千円 (国民健康保険特別会計ほか 5 会計) |
| 3) 企 業 会 計 | 2,007,901 千円 (水道事業会計) |

(ウ) 議会関係について

- | | | | |
|------------|----------------------------------|-----------------|---------------------|
| 1) 議 員 定 数 | 法定上限数 30 人 | 条例定数 19 人 | 現員数 18 人 |
| 2) 議 員 報 酬 | 議長 420,000 円 | 副議長 368,000 円 | 議員 347,000 円 |
| 3) 党派別議員数 | 公明党 3 人 | 共産党 2 人 | 民主党 1 人
無所属 12 人 |
| 4) 行政視察旅費 | 常任委員会 | 平成 18 年度凍結 | |
| | 議会運営委員会 (1 人当たり) | 日当 2 日分 4,800 円 | |
| | 海外視察 | | なし |
| 5) 費用弁償 | 本会議 日当なし | 委員会 日当なし | |
| 6) 政務調査費 | 1 人当たり月額 20,000 円 (4 月と 10 月に交付) | | |

(I) 行政改革について

1) 行政改革について

市民共同参画型行政改革推進の背景と体制づくり

志木市の行政改革の転機は、本来、行政運営は市民がオーナーであり、市民

が市政に参加し、市民が志木市を創ることが自治体の進むべき方向性であるとの立場に立脚し、まちづくりを市民自らが主体となって考え、行動し、市民及び市が協働して推進する基本理念の基に、市民主体の自治の実現を図ることを目的に、平成 13 年 10 月 1 日施行した市政運営基本条例の設置に遡る。

志木市では、市民主体のまちづくりについて意識の高揚を図るとともに、市民によるまちづくり活動を支援し、市民が参画する市政を推進するための情報公開制度及び個人情報保護制度を踏まえ、市政に関する情報を分かりやすく提供し、市民との情報の共有に努めることをテーマとする中で、志木市型行政改革を推進したものであり、当該行政改革を進めるために、柱となる 2 つの組織を設置している。

一つは、助役、部長級による「市民が創る市民の志木市推進本部」であり、その下部組織として「組織改革検討委員会」、「事務事業検討委員会」など 6 つの検討委員会を置き、市民が創る市民の志木市の実現に向けた施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進に取り組んだ。

もう一つは、20 歳以上の市内在住・在勤者で市政に深い関心と熱意のある市民を公募し、「志木市民委員会」を立ち上げ、市民自らが行政の運営に関して必要な提言や調査研究を行った。当該委員会委員は、約 2 年間の任期で無償ボランティアとなるが、第 1 期の平成 13 年 11 月から平成 16 年 3 月までの任期では 252 人が参加し、志木市民総合センターを活動拠点とし、行政組織、行政課題に応じた 9 部会に分かれ精力的な活動を実施した。

行政改革の概要と効果

志木市民委員会で検討された事案は提言され、行政と議会による検証作業が行われた。平成 13 年度事業については 927 事業をゼロベース方式で検証した結果、430 事業を廃止、縮減、又は見直しすることに決定し、その削減効果額は約 12 億 7 千万円に達している。

さらに、この検証作業を進めていくうえで、将来的に少子高齢化による生産年齢人口減少が想定されることによる危惧から、厳しい財政運営見直しを図る必要性があるとの結論に至り、平成 15 年 2 月、計画期間が平成 14 年度から平成 33 年度の 20 年間に及ぶ「志木市・地方自立計画」を策定した。

この計画で特徴的なものとしては、行政パートナー 523 人を配置し、職員数を 619 人から 301 人に半減させることにより、投資的経費約 67 億円を捻出するというものである。行政パートナーは定年退職者や主婦などで時間に余裕のある

市民に年額約 160 万円の低額で行政事務を委託する制度であり、このことにより、職員を 20 年間不採用とすることで大幅な削減が可能と見込んだものである。

なお、現在は、平成 18 年 3 月の「志木市行財政再生プラン」策定にともない、職員数の削減内容は見直されているが、これまでに 66 人の職員が削減されており、当面は退職者補充を 2 分の 1 程度にすることとしている。

2) 行政評価制度について

志木市の行政評価条例は、行政主体の評価からの脱却を図り、市民が行う行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進し、もって、市民に対する説明責任を遂行する目的で、平成 14 年 7 月 1 日に施行された。行政主体の評価からの脱却は自治体で初めてであり、行政評価に関する条例制定は市町村で初めてのことである。

行政評価の対象は、総合振興計画に基づく体系の政策、施策、事業のうち、市民に分かりやすい行政活動事業であるが、市民が評価するのは基本的に事業部分となる。対象となる事業数は継続事業で約 170 件、新規事業で約 10 件から 30 件となり、これを公募市民 5 名で構成する「志木市行政評価委員会」で評価作業を行っている。なお、この評価結果については、ホームページ、広報誌等で公表している。

行政サイドは、委員会での評価結果をもとに当初予算への反映を検討し、当該当初予算を議会に上程し議決を得る一連の流れの中で、現実的な総合評価報告としている。